

令和8年度 壱岐市最終処分場等水質検査業務

仕 様 書

壱 岐 市

第 1 章 共通仕様書

第 1 節 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、壱岐市（以下「本市」という。）が発注する「壱岐市最終処分場等水質検査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、本市が運営・管理する壱岐市最終処分場及び旧焼却施設に係る最終処分場等の水質が環境基準または、各法令に基づき適切に維持管理されている事を目的とし、放流水・浸出水・地下水等の水質の状況を把握する為に、測定・分析を実施し、施設運営・管理の基礎資料とする。また、ダイオキシン類削減対策及び周辺環境への対策推進の基礎資料とする。

3. 業務の概要

(1) 件名 『壱岐市最終処分場等水質検査業務』

- ① 壱岐市最終処分場水質検査
- ② 勝本町最終処分場水質検査
- ③ 芦辺町資源化センター等水質検査
- ④ 石田町焼却灰等処理場水質検査

(2) 対象施設

施設名	所在地
壱岐市最終処分場	長崎県壱岐市芦辺町住吉東触 728
勝本町最終処分場	長崎県壱岐市勝本町布気触 84
芦辺町資源化センター	長崎県壱岐市芦辺町箱崎本村触 1387
石田町焼却灰等処理場	長崎県壱岐市石田町山崎触 336

(3) 業務の内容

第 2 章 特記仕様書による。

(4) 履行期間

契約日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

4. 成果品

受注者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

- ①測定結果報告書 各 A 4 版 1 部

第2節 一般事項

1. 受注者の責務

受注者は、契約の履行にあたって、委託業務の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

2. 関係法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 水質汚濁防止法に関する法律、同施行令・施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令・施行規則
- (3) 長崎県条例及び壱岐市条例、規則、要綱等
- (4) その他関係法令、関係通知等

3. 手続き上必要な届出書等

受注者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届出書
- (2) 業務工程表
- (3) その他必要な書類（納品書、完了届、請求書、その他）

4. 管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者（専門的知識をもつものまたは、当該業務全般にわたり、十分な経験と技術をもつもの）を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。また、管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

5. 再委託等の禁止

受注者は、業務の全部を一括して、または設計図書の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

但し、受注者は特定計量証明に係る分析が発生した場合は、これを第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

6. 資料の貸与等

本業務の遂行上、調査すべき諸事項については、受注者の調査により行うものとするが、既調査資料または文献等、本市が保有しているもので、業務の遂行上、必要なものは貸与するものとする。

受注者が、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、本市の承認を受け、貸与された資料は業務完了時に返却するものとする。

7. 機密保持と中立性の義務

受注者は、本業務遂行によって知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタント及び計量証明事業者としての中立性を厳守しなければならない。

8. 打合せ及び議事録

受注者は業務の着手に先立ち十分な打合せを行うものとする。

また、必要に応じその都度協議を行い、業務完了に努めるものとする。この場合、受注者は打合せ事項及びその内容を議事録として記録するものとする。

9. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受注者は本市と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならないものとする。

10. 計量証明書及び事業者

- ・計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく、長崎県知事の計量証明事業登録を受けていること。また、計量証明の対象となる全ての測定分析結果は、長崎県知事登録の計量証明書で提出すること。※但し、ダイオキシン類の特定計量証明に係る検査は除く。
- ・品質保証の観点から、品質マネジメントシステム ISO9001 の認定を受けていること。
- ・試料採取は、受注者が行なうものとする。
- ・採取・測定日の詳細については、協議打ち合わせの上決定する。

11. 異常値の取扱い

本業務の計量に関する検査結果において、異常値（過去値と比較し大幅に違った値）が検出された場合は、速やかに本市へ報告を行うとともに、再検査（再分析）等が必要な場合は、本市と十分な協議を行いその指示を受ける事とする。

12. その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、本市と協議の上必要と判断される事項については、業務として実施するものとする。
- (2) 本市が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、両者協議の上契約金額を増減するものとする。
- (3) 雇用の確認
本業務の現場従事者に対し、事業者の実雇用を確認する場合がある。この場合、保険証等の雇用が確認できる証明書を提示すること。

第 2 章 特記仕様書

第 1 節 業務内容

1. 現地調査

本市の維持管理する、壱岐市最終処分場及び旧焼却施設に係る最終処分場等が、その周辺河川等に与える影響について状況を把握する為に、放流水・浸出水・地下水等の水質検査の現地調査を実施する。

2. 測定（調査）項目及び測定回数

測定（調査）内容は、『環境庁告示第 5 9 条 昭和 46 年』及び『環境庁告示第 6 4 条 昭和 49 年』並びに日本工業規格等に準拠し実施する。

測定項目・実施予定を下表に示す。

①壱岐市最終処分場

測定区分	項目数	分類*	測定箇所	測定回数
1. 地下水	28	①-1-○	観測孔 (2 箇所)	年 1 回
	7	①-1-◎		年 12 回
	1	①-1-●		年 1 回

*：別紙水質検査項目表参照。

②勝本町最終処分場

測定区分	項目数	分類*	測定箇所	測定回数
1. 地下水	25	②-1-○	観測孔 (2 箇所)	年 1 回
	2	②-1-◎		年 12 回
	1	②-1-●		年 1 回
2. 処理水 原水	38	②-2-○	浸出水処理施設	年 1 回
	5	②-2-◎		年 1 回
	1	②-2-●		年 1 回
3. 溜池水 大清水溜池	26	②-3-○	用水吐	年 1 回
	8	②-3-◎		年 1 回
	1	②-3-●		年 1 回

*：別紙水質検査項目表参照。

③芦辺町資源化センター

測定区分	項目数	分類*	測定箇所	測定回数
1. 地下水	25	③-1-○	観測孔(2箇所) 浜田宅井戸・ 小安ホーリング	年1回
	1	③-1-◎		年12回
	1	③-1-●		年1回
2. 放流水	38	③-2-○	浸出水処理施設	年1回
	4	③-2-◎		年12回
	1	③-2-●		年1回
3. 原水	30	③-3-○	浸出水処理施設	年1回
4. 溜池水	30	③-4-○	5地点 (※1参照)	4地点:年1回 1地点:年2回
5. 地下浸透水	30	③-5-○	浦川宅井戸	1地点:年1回

*: 別紙水質検査項目表参照。

※1 調査地点は、小安溜池、小島氏所有の溜池、西氏所有の溜池、二反田溜池、浦川氏所有の溜池とする。

④石田町焼却灰等処理場

測定区分	項目数	分類*	測定箇所	測定回数
1. 地下水	29	④-1-○	観測孔 (2箇所)	年1回
	2	④-1-◎		年12回
	1	④-1-●		年1回

*: 別紙水質検査項目表参照。

3. 年間の作業工程

本業務の実施にあたり、年間の作業工程を下記に示す。

①壱岐市最終処分場	作 業 工 程											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年 1 回					○							
年 12 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

②勝本町最終処分場	作 業 工 程											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年 1 回								○				
年 12 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③芦辺町資源化センター	作 業 工 程											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年 1 回							○					
年 2 回							○				○	
年 12 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④石田町焼却灰等処理場	作 業 工 程											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年 1 回					○							
年 12 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5. 成果品（報告書）

- (1) 各測定地点の成果品として、月の測定分析ごとに、分析結果一覧、計量証明書、写真等（試料採取状況、サンプル）とする。
- (2) すべての測定分析終了後、各業務の概要と測定分析結果及び評価・考察等を取り纏めた測定結果報告書を作成し、業務内容ごとに各1部提出するものとする。
 なお、報告書は地元説明会資料とするため、年次比較したグラフ等を用い、国の環境基準等を含めた分かりやすい報告書とし、勝本町最終処分場については、上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）分として2回提出するものとする。